

令和4年度札幌市児童クラブにおける長期休業期間の
昼食製造・配送業務委託仕様書

この仕様書は、放課後児童クラブの利用者への昼食提供業務の内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について確実に履行しなくてはならない。

1 業務名称

令和4年度札幌市児童クラブにおける長期休業期間の昼食製造・配送業務

2 業務概要

札幌市が児童会館において実施する放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という。）を利用する世帯に対する、長期休業期間の昼食作りという家事負担の軽減を目的とし、事前に申込を行った児童に対し、昼食の製造・配送及びこれに係る事務を行う。

なお、昼食の製造にかかる費用相当額を昼食料金の実費分として利用者が負担し、その他の費用相当額を本業務の契約金として札幌市が負担する。

3 昼食の配送対象者

長期休業期間に児童クラブに在籍する児童のうち、昼食の提供を希望する児童及びその兄弟姉妹

4 費用の負担について

- (1) 昼食製造にかかる費用等（材料費・調理員人件費等）

昼食料金の実費分として利用者が負担

- (2) その他昼食製造以外の費用（配送費、回収費、ごみ処理費、申込受付・キャンセル対応等事業全般に係る事務費）

本業務の契約金として札幌市が負担

5 実施場所

夏季休業期間：別紙1に記載されている児童会館60館（61カ所）

冬季休業期間：別紙2に記載されている児童会館100館（101カ所）

6 履行期間

契約の日から令和5年1月31日まで

7 昼食配送実施期間、実施回数及び想定数量

(1) 昼食配送実施期間

① 令和4年度夏季休業期間

令和4年7月26日（火）～令和4年8月19日（金）のうち、土日祝日及び8月12日（金）、8月15日（月）を除く平日16日間

② 令和4年度冬季休業期間

令和4年12月26日（月）～令和5年1月17日（火）のうち、土日祝日及び12月29日～1月4日を除く、平日11日間

(2) 実施回数

夏季休業期間：各館4回

冬季休業期間：各館3回

(3) 想定数量

夏季休業期間：総数約4,320食（1館1回あたり18食程度を想定）

冬季休業期間：総数約5,400食（1館1回あたり18食程度を想定）

※令和3年度冬季休業期間に行った試行実施の結果から算出しています。

但し、感染症による児童クラブ利用者の増減や、昼食の内容、利用のしやすさ等により申し込みの状況が変動することが想定されます。

8 人員配置に関する事項

業務を安定的、継続的に実施することができるよう、申込数に応じた無理のない人員配置を行うこと。詳細は下記のとおりとすること。

配置人員については、各業務に支障のない範囲で他業務（昼食配送事業以外も含む）との兼務を可とする。

(1) 調理に関する人員配置

下記の人員を置くものとする。

ア 食品衛生責任者

※食品衛生責任者の設置にあたっては、市保健所の指導に従うこと。

イ 調理員

ウ 献立作成者

※栄養士または管理栄養士の資格を有する者とする。

(2) 配送に関する人員配置

配送先までの交通事情等を考慮した人員配置とすること。

(3) 事務局に関する人員配置

ア 業務全体の管理責任者を置くこと。

イ 次の業務に対応可能な人員配置とすること。

(ア) 申込、キャンセルの取りまとめ

(イ) 申込者からの料金の徴収

(ウ) 業務実施全般に関する事項

9 業務内容

(1) 申込案内の作成

A 4裏表、会館又は配達日のグループごとに作成し、以下の内容を記載すること

ア 昼食提供実施日

イ 申込先及び申込方法について

ウ キャンセル方法

エ 利用料金及び集金方法

オ 昼食内容（写真付）、食材、アレルギー品目等

カ 事業所名・住所・連絡先・営業時間（または受付時間）

(2) 献立の作成

ア 1食あたり350円（税込）で児童に配送する昼食を製造すること。

ただし、多数の利用者の希望による昼食内容の見直しや、原材料や燃料費の高騰等により、上記価格の維持が困難となった場合には、双方協議の上、必要な範囲で改定することができることとする。

イ 各実施期間中（夏季各館4回、冬季各館3回）の昼食は同じ献立にしないこと。

ただし、夏季に提供した献立を冬季に提供することは可とする。

ウ 1食あたりのエネルギー量は620Kcal程度を目安とすること

エ 献立は、主食、副食で構成し、児童にあった栄養バランス、嗜好を考え合わせたものとする。

オ 献立のアレルギー品目については、食品衛生法により表示が義務付けられている「特定原材料」7品目、表示が推奨されている「特定原材料に準ずるもの」21品目を申込案内等に表示すること。

(3) 注文の受付及びキャンセル対応

ア 受託者は自ら提案した受付方法により利用者から注文を受けること。

イ 申込案内等は配達日の30日以上前までに委託者にデータ（PDF、Word、Excel又はPowerPoint）で送付すること。

ウ 申込案内等で事務局の開所時間と連絡先をあらかじめ利用者へ通知し、キャンセル等の連絡や相談に応じること。また、利用者からの連絡等に迅速に対応し、調理者、利用者間の調整を迅速かつ円滑に図ること。

エ 児童会館での現金の集金等を行わないため、その他の方法で利用者からの集金方法を行う。但し、集金に係る手数料は受託者の負担とすること。

オ 利用料の徴収にあたっては、次のとおりとすること。ただし、キャンセルについては、2日前以降でも利用料を徴収しないことを可とする。キャンセル前に料金を徴収した場合は、利用料を適切に払い戻すこと。

事由	説明	利用料
配食	配食した場合	徴収
キャンセル	2日前以降にキャンセルの連絡を受けた場合	徴収
キャンセル	3日前までにキャンセルの連絡を受けた場合	なし

カ 申込締切後、確定した利用者のリストを配食日前日の15時までに委託者、各児童クラブ、指定管理者へ送付すること。

(4) 調理・配送

ア 調理にあたっては、関係法令に定める衛生基準を遵守するとともに、市の衛生指導に従うこと。

イ 各会館においては、電子レンジを含む加熱・調理ができないため、配送後そのまま食べられる昼食を用意すること。

ウ 昼食の容器については、使い捨てまたは回収容器のいずれの対応も可とする。

エ 各児童クラブへのおおむね9時30分から11時45分までの間に配送すること。

オ 昼食は、夏季は保冷ボックス、冬季は外気を遮断するボックス（発泡スチロール等）に入れて配送・搬入し、夏季・冬季問わず、配送が完了してから室温保管（同ボックス内での保管）で14時半まで安全に食べることができるようにすること。

カ 配送ボックス、昼食の容器及び残飯については、同日中（児童会館の運営時間帯である18時まで）に回収し、昼食の容器や残飯は適正な方法で処分すること。

10 事故等に関する事項

(1) 連絡体制の整備

調理・配送における事故等を確認した場合の連絡体制を整備すること。

(2) 対応状況等の記録

調理・配送における事故等を確認し対応した場合には、利用者への対応状況、発生原因等の詳細を記録すること。

(3) 報告を要する事故

以下の報告を受け、もしくはその事実を確認した場合は、利用者等に対して適切な対応を行うとともに、担当課へ速やかに報告すること。

ア 利用者に健康被害がある、又はその疑いのある場合（提供した食事に起因するもの）

- イ 食事に異物が混入した場合
- ウ 配送時に交通事故が発生した場合
- エ その他必要と認められる場合

(4) 報告書の提出

(3) のア、イ、ウ、エに該当した場合は、(2)の対応状況を記録したものに再発防止策を記載した報告書を担当課へ速やかに提出すること。

11 関係帳票の整備等に関する事項

次の資料については、5年間保存すること。

- (1) 利用料徴収に関するもの（請求額、請求額の根拠となるもの、徴収事実が確認できるもの）
- (2) 10(4)の報告書の写し

12 賠償責任保険

受託者は、偶然の事故や食中毒等の万一に備えて賠償責任保険に加入すること。

13 特記事項

- (1) 受託者は、常に委託者と連携を図り、業務を遂行するよう努めること。
- (2) 受託者は、本業務により知りえた情報を外部に漏洩しないこと。
- (3) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (4) 災害や感染症等により放課後児童クラブが休止した場合、委託者から配送中止の指示をした場合、又は、配食利用児童が利用停止となった等、受託者の責めに帰さない事由により発生した損害額について、双方協議のうえ、委託者が補填をする。
- (5) 夏季休業期間終了後、冬季休業期間の実施については、一部仕様を変更する場合がある。仕様を変更した場合に、経費の増減が発生する場合は、双方協議のうえ費用負担を決定することとする。
- (6) 本業務の全部を第三者に委託（以下、「再委託という」）してはならないものとする。ただし、業務遂行上、本業務の統括業務以外の業務を再委託する必要がある場合は、再委託に係る申出書及びその他発注者が求める書類の提出が必要となる。
- (7) 受託者は、本業務の今後の拡充に向け、可能な範囲で事業の実施方法等の検証に協力すること。
- (8) 本仕様書に明示されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、その指示に従うものとする。

14 担当課

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2989 担当：神・佐藤

夏季休業期間実施館

別紙1

区	No.	児童会館名	所在地	電話番号
中央区	1	円山児童会館	中央区北1条西23丁目	621-0325
	2	山鼻児童会館	中央区南24条西13丁目	561-6220
	3	緑丘児童会館	中央区南10条西23丁目	562-1283
	4	宮の森児童会館	中央区宮の森2条5丁目	641-9710
	5	桑園児童会館	中央区北7条西15丁目	641-7008
	5-2	桑園児童会館（くわっ子ルーム）※	中央区北7条西17丁目	213-7457
	6	幌西児童会館	中央区南14条西16丁目	563-2263
	7	山鼻かしわ児童会館	中央区南15条西8丁目	533-0622
	8	二条はるにれ児童会館	中央区南2条西15丁目	252-7283
	9	資生館小ミニ児童会館	中央区南3条西7丁目	208-5828
	10	伏見小ミニ児童会館	中央区南18条西15丁目	206-8688
	11	幌南小ミニ児童会館	中央区南21条西5丁目	206-4682
	12	日新小ミニ児童会館	中央区北8条西25丁目	676-4715
13	中央児童会館	中央区大通東6丁目	788-8641	
北区	14	新川児童会館	北区新川4条11丁目	764-3664
	15	幌北児童会館	北区北17条西6丁目	727-6225
	16	エルムの森児童会館	北区北27条西14丁目	737-3974
東区	17	新生児童会館	東区北8条東7丁目	711-1339
	18	栄西児童会館	東区北46条東5丁目	752-8363
	19	北栄児童会館	東区北30条東6丁目	711-3755
白石区	20	菊水やよい児童会館	白石区菊水1条4丁目	841-5150
	21	北東白石児童会館	白石区川下3条5丁目	875-1311
豊平区	22	豊平児童会館	豊平区豊平6条7丁目	811-1376
	23	西岡児童会館	豊平区西岡3条6丁目	852-8113
	24	東月寒児童会館	豊平区月寒東3条16丁目	853-9741
	25	福住児童会館	豊平区福住1条1丁目	855-0350
	26	中の島児童会館	豊平区中の島2条3丁目	811-5215
	27	美園児童会館	豊平区美園6条5丁目	824-5440
	28	月寒児童会館	豊平区月寒西1条6丁目	851-6433
	29	西岡高台児童会館	豊平区西岡4条11丁目	581-5394
	30	天神山児童会館	豊平区平岸1条19丁目	816-0388
	31	あやめ野児童会館	豊平区月寒東4条10丁目	857-5862
	32	羊丘児童会館	豊平区月寒東1条16丁目	876-8022
	33	東山小ミニ児童会館	豊平区平岸4条11丁目	831-6616
	34	西岡小ミニ児童会館	豊平区西岡2条9丁目	854-6660
	35	東園小ミニ児童会館	豊平区豊平1条12丁目	820-5356
	36	南月寒小ミニ児童会館	豊平区月寒西4条8丁目	850-1248
	37	平岸小ミニ児童会館	豊平区平岸2条14丁目	817-5744
	38	豊園小ミニ児童会館	豊平区美園1条4丁目	299-5051
	39	平岸高台小ミニ児童会館	豊平区平岸5条18丁目	299-8686
	40	みどり小ミニ児童会館	豊平区美園5条2丁目	827-8005

区	No.	児童会館名	所在地	電話番号
西区	41	手稲東児童会館	西区西町北10丁目	661-7332
	42	八軒児童会館	西区八軒7条東1丁目	631-7061
	43	西野児童会館	西区西野7条3丁目	663-6355
	44	発寒北児童会館	西区発寒13条4丁目	664-9710
	45	山の手児童会館	西区山の手6条5丁目	642-0118
	46	二十四軒児童会館	西区二十四軒2条3丁目	644-4730
	47	発寒児童会館	西区発寒5条7丁目	666-0206
	48	宮の沢児童会館	西区宮の沢1条5丁目	666-5323
	49	平和児童会館	西区平和1条5丁目	667-3359
	50	八軒北児童会館	西区八軒8条西6丁目	644-3643
	51	発寒南さくら児童会館	西区発寒2条4丁目	213-9185
	52	西野第二小ミニ児童会館	西区西野8条7丁目	671-0205
	53	発寒小ミニ児童会館	西区発寒10条4丁目	669-1218
	54	西園小ミニ児童会館	西区西野1条7丁目	299-5650
	55	八軒西小ミニ児童会館	西区八軒3条西5丁目	206-4804
	56	八軒小ミニ児童会館	西区八軒4条西1丁目	876-8722
	57	手稲東小ミニ児童会館	西区西野4条3丁目	676-3600
	58	琴似小ミニ児童会館	西区琴似2条7丁目	624-5451
	59	山の手南小ミニ児童会館	西区山の手1条9丁目	624-5961
	60	手稲宮丘小ミニ児童会館	西区宮の沢3条2丁目	688-5260

※桑園児童会館については、桑園(くわっ子ルーム)にも同日に配送すること。

冬季休業期間実施館

別紙2

区	No.	児童会館名	所在地	電話番号
中央区	1	円山児童会館	中央区北1条西23丁目	621-0325
	2	山鼻児童会館	中央区南24条西13丁目	561-6220
	3	緑丘児童会館	中央区南10条西23丁目	562-1283
	4	宮の森児童会館	中央区宮の森2条5丁目	641-9710
	5	桑園児童会館	中央区北7条西15丁目	641-7008
	5-2	桑園児童会館（くわっ子ルーム）※	中央区北7条西17丁目	213-7457
	6	幌西児童会館	中央区南14条西16丁目	563-2263
	7	山鼻かしわ児童会館	中央区南15条西8丁目	533-0622
	8	二条はるにれ児童会館	中央区南2条西15丁目	252-7283
	9	中央児童会館	中央区大通東6丁目	788-8641
	10	資生館小ミニ児童会館	中央区南3条西7丁目	208-5828
	11	伏見小ミニ児童会館	中央区南18条西15丁目	206-8688
	12	幌南小ミニ児童会館	中央区南21条西5丁目	206-4682
13	日新小ミニ児童会館	中央区北8条西25丁目	676-4715	
北区	14	新川児童会館	北区新川4条11丁目	764-3664
	15	幌北児童会館	北区北17条西6丁目	727-6225
	16	エルムの森児童会館	北区北27条西14丁目	737-3974
	17	白楊小ミニ児童会館	北区北24条西7丁目	717-5562
	18	北九条小ミニ児童会館	北区北9条西1丁目	299-1888
	19	北陽小ミニ児童会館	北区北31条西9丁目	788-4131
東区	20	新生児童会館	東区北8条東7丁目	711-1339
	21	元町児童会館	東区北21条東18丁目	784-6664
	22	栄西児童会館	東区北46条東5丁目	752-8363
	23	北光児童会館	東区北18条東5丁目	753-6353
	24	北栄児童会館	東区北30条東6丁目	711-3755
	25	元町南児童会館	東区北16条東16丁目	785-6148
	26	栄西小はんのき児童会館	東区北39条東4丁目	768-8883
	27	北園小ミニ児童会館	東区北25条東4丁目	876-8010
	28	元町小ミニ児童会館	東区北25条東17丁目	788-4040
	29	東光小ミニ児童会館	東区本町2条1丁目	374-7744
	30	栄小ミニ児童会館	東区北42条東10丁目	594-8153
	31	元町北小ミニ児童会館	東区北31条東14丁目	214-1246
白石区	32	菊水やよい児童会館	白石区菊水1条4丁目	841-5150
	33	北東白石児童会館	白石区川下3条5丁目	875-1311
	34	柏丘児童会館	白石区平和通8丁目北	865-7520
	35	川北児童会館	白石区川北4条2丁目	872-0002
	36	菊水小ミニ児童会館	白石区菊水元町2条3丁目	872-3310
	37	北白石小ミニ児童会館	白石区北郷6条3丁目	871-6100
	38	大谷地小ミニ児童会館	白石区本通18丁目南	206-4006
	39	北都小ミニ児童会館	白石区北郷3条11丁目	827-9515
厚別区	40	厚別南児童会館	厚別区厚別南1丁目	894-1710
	41	しなの児童会館	厚別区厚別中央4条5丁目	891-2025
	42	ひばりが丘小ミニ児童会館	厚別区厚別中央2条4丁目	896-8822

区	No.	児童会館名	所在地	電話番号	
豊平区	43	豊平児童会館	豊平区豊平6条7丁目	811-1376	
	44	西岡児童会館	豊平区西岡3条6丁目	852-8113	
	45	東月寒児童会館	豊平区月寒東3条16丁目	853-9741	
	46	福住児童会館	豊平区福住1条1丁目	855-0350	
	47	中の島児童会館	豊平区中の島2条3丁目	811-5215	
	48	美園児童会館	豊平区美園6条5丁目	824-5440	
	49	月寒児童会館	豊平区月寒西1条6丁目	851-6433	
	50	西岡高台児童会館	豊平区西岡4条11丁目	581-5394	
	51	天神山児童会館	豊平区平岸1条19丁目	816-0388	
	52	あやめ野児童会館	豊平区月寒東4条10丁目	857-5862	
	53	羊丘児童会館	豊平区月寒東1条16丁目	876-8022	
	54	東山小ミニ児童会館	豊平区平岸4条11丁目	831-6616	
	55	西岡小ミニ児童会館	豊平区西岡2条9丁目	854-6660	
	56	東園小ミニ児童会館	豊平区豊平1条12丁目	820-5356	
	57	南月寒小ミニ児童会館	豊平区月寒西4条8丁目	850-1248	
	58	平岸小ミニ児童会館	豊平区平岸2条14丁目	817-5744	
	59	豊園小ミニ児童会館	豊平区美園1条4丁目	299-5051	
	60	平岸高台小ミニ児童会館	豊平区平岸5条18丁目	299-8686	
	61	みどり小ミニ児童会館	豊平区美園5条2丁目	827-8005	
	清田区	62	清田児童会館	清田区清田1条4丁目	882-2960
		63	平岡児童会館	清田区平岡8条1丁目	881-9766
64		北野児童会館	清田区北野4条2丁目	884-6992	
65		清田中央児童会館	清田区清田6条2丁目	884-9610	
66		里塚児童会館	清田区里塚2条3丁目	881-4822	
67		北野台児童会館	清田区北野4条5丁目	882-9640	
68		美しが丘児童会館	清田区美しが丘5条6丁目	885-9766	
69		平岡みどり児童会館	清田区平岡公園東10丁目	884-6866	
70		真栄小ミニ児童会館	清田区美しが丘1条1丁目	882-7946	
71		三里塚小ミニ児童会館	清田区里塚2条6丁目	398-8388	
72		清田緑小ミニ児童会館	清田区清田7条3丁目	802-5522	
73		美しが丘小ミニ児童会館	清田区美しが丘2条5丁目	376-0041	
74		平岡中央小ミニ児童会館	清田区平岡5条3丁目	807-7528	
75		北野平小ミニ児童会館	清田区北野2条3丁目	807-0161	
南区	76	澄川児童会館	南区澄川5条4丁目	831-5150	
	77	真駒内児童会館	南区真駒内本町3丁目	584-3336	
	78	澄川西小ミニ児童会館	南区澄川2条5丁目	595-8316	

区	No.	児童会館名	所在地	電話番号
西区	79	手稲東児童会館	西区西町北10丁目	661-7332
	80	八軒児童会館	西区八軒7条東1丁目	631-7061
	81	西野児童会館	西区西野7条3丁目	663-6355
	82	発寒北児童会館	西区発寒13条4丁目	664-9710
	83	山の手児童会館	西区山の手6条5丁目	642-0118
	84	二十四軒児童会館	西区二十四軒2条3丁目	644-4730
	85	発寒児童会館	西区発寒5条7丁目	666-0206
	86	宮の沢児童会館	西区宮の沢1条5丁目	666-5323
	87	平和児童会館	西区平和1条5丁目	667-3359
	88	八軒北児童会館	西区八軒8条西6丁目	644-3643
	89	発寒南さくら児童会館	西区発寒2条4丁目	213-9185
	90	西野第二小ミニ児童会館	西区西野8条7丁目	671-0205
	91	発寒小ミニ児童会館	西区発寒10条4丁目	669-1218
	92	西園小ミニ児童会館	西区西野1条7丁目	299-5650
	93	八軒西小ミニ児童会館	西区八軒3条西5丁目	206-4804
	94	八軒小ミニ児童会館	西区八軒4条西1丁目	876-8722
	95	手稲東小ミニ児童会館	西区西野4条3丁目	676-3600
	96	琴似小ミニ児童会館	西区琴似2条7丁目	624-5451
97	山の手南小ミニ児童会館	西区山の手1条9丁目	624-5961	
98	手稲宮丘小ミニ児童会館	西区宮の沢3条2丁目	688-5260	
手稲区	99	西宮の沢児童会館	手稲区西宮の沢2条4丁目	681-6940
	100	新発寒小ミニ児童会館	手稲区新発寒2条2丁目	299-5066

※桑園児童会館については、桑園(くわっ子ルーム)にも同日に配送すること。